

# 規定新旧对照表

(改正後)	(改正前)
<b>ICカード規定</b>	<b>ICカード規定</b>
<p>(令和6年10月1日実施)</p> <p><b>1. (カードの利用)</b></p> <p>(1) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、営農貯金、貯蓄貯金およびJAカードローン(キャッシュカード)について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード(以下、これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p><u>⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合</u></p> <p><u>⑥ その他当組合所定の取引をする場合</u></p> <p><b>2. (省略)</b></p> <p><b>3. (支払機による払戻し)</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u><b>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</b></u></p> <p><u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合(提携組合の窓口の場合)は、その提携組合)所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u></p>	<p>(令和2年4月1日現在)</p> <p><b>1. (カードの利用)</b></p> <p>(1) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)、総合口座取引および総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)、営農貯金、貯蓄貯金およびJAカードローン(キャッシュカード)について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード(以下、これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>⑤ その他当組合所定の取引をする場合</u></p> <p><b>2. (省略)</b></p> <p><b>3. (支払機による払戻し)</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p>

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。

なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。

(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合）の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。

(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 5. (振込機による振込)

(以下省略)

#### 6. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 (カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。) には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(以下省略)

#### 7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)

(以下省略)

#### 8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をすることができます。

(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いと

#### 4. (振込機による振込)

(以下省略)

#### 5. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 (追加) には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(以下省略)

#### 6. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)

(以下省略)

#### 7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

カード取引に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、カードによる取引を一時行わないことがあります。

して定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3) 前2項による入金および払戻しを行う場合には、第4条によるものとします。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

#### 9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店(所)および全国の提携組合の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

#### 10. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(以下省略)

#### 11. (偽造カード等による払戻し等)

(以下省略)

#### 12. (盗難カードによる払戻し等)

(以下省略)

#### 8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店(所)および全国の提携組合の窓口へ提出された場合に行います。(追加)

#### 9. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。(追加)

(以下省略)

#### 10. (偽造カード等による払戻し等)

(以下省略)

#### 11. (盗難カードによる払戻し等)

(以下省略)

<p><u>13. (カードの紛失、届出事項の変更等)</u> (以下省略)</p> <p><u>14. (カードの再発行等)</u> (以下省略)</p> <p><u>15. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (以下省略)</p> <p><u>16. (解約、カードの利用停止等)</u> (1) ~ (2) (省略) (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第 17 条に定める規定に違反した場合 ②~④ (省略)</p> <p><u>17. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (以下省略)</p> <p><u>18. (規定の適用)</u> (以下省略)</p>	<p><u>12. (カードの紛失、届出事項の変更等)</u> (以下省略)</p> <p><u>13. (カードの再発行等)</u> (以下省略)</p> <p><u>14. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (以下省略)</p> <p><u>15. (解約、カードの利用停止等)</u> (1) ~ (2) (省略) (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第 16 条に定める規定に違反した場合 ②~④ (省略)</p> <p><u>16. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (以下省略)</p> <p><u>17. (規定の適用)</u> (以下省略)</p>
<p style="text-align: center;">法人用 I C カード規定</p> <p>(令和 6 年 1 0 月 1 日 実施)</p> <p>1. (カードの利用) 普通貯金 (利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型 (決済用) を含みます。以下、同じです。) について発行した I C チップを搭載した</p>	<p style="text-align: center;">法人用 I C カード規定</p> <p>(令和 2 年 4 月 1 日 現在)</p> <p>1. (カードの利用) 普通貯金 (利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型 (決済用) を含みます。以下、同じです。) について発行した I C チップを搭載した</p>

ICキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。

①～④（省略）

⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合

⑥ その他当組合所定の取引をする場合

## 2.（省略）

## 3.（支払機による払戻し）

(1) ～ (2)（省略）

(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## 4.（カードによる窓口での入金および払戻し）

(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。

なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。

(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。

(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

## 5.（振込機による振込）

（以下省略）

ICキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。

①～④（省略）

（追加）

⑤ その他当組合所定の取引をする場合

## 2.（省略）

## 3.（支払機による払戻し）

(1) ～ (2)（省略）

(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## （追加）

## 4.（振込機による振込）

（以下省略）

## 6. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 (カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。) には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料 (以下、「自動機利用手数料」といいます。) をいただきます。

(以下省略)

## 7. (代理人による入金・払戻しおよび振込)

(以下省略)

## 8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金を行うことができます。

(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。

(3) 前2項による入金および払戻しを行う場合には、第4条によるものとします。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

## 9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店 (所) および提携組合の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

## 5. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 (追加) には、当組合および提携組合所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料 (以下、「自動機利用手数料」といいます。) をいただきます。

(以下省略)

## 6. 代理人による入金・払戻しおよび振込)

(以下省略)

## 7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

カード取引に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、カードによる取引を一時行わないことがあります。

## 8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店 (所) および提携組合の窓口へ提出された場合に行います。(追加)

#### 10. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(以下省略)

#### 11. (偽造カード等による払戻し)

(以下省略)

#### 12. (盗難カードによる払戻し)

(以下省略)

#### 13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(以下省略)

#### 14. (カードの再発行等)

(以下省略)

#### 15. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)

(以下省略)

#### 16. (解約、カードの利用停止等)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停

#### 9. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。(追加)

(以下省略)

#### 10. (偽造カード等による払戻し)

(以下省略)

#### 11. (盗難カードによる払戻し)

(以下省略)

#### 12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(以下省略)

#### 13. (カードの再発行等)

(以下省略)

#### 14. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)

(以下省略)

#### 15. (解約、カードの利用停止等)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停



<p>止を解除します。</p> <p>① 第17条に定める規定に違反した場合 ②～④ (省略)</p> <p><b>17. (譲渡、質入れ等の禁止)</b> (以下省略)</p> <p><b>18. (規定の適用)</b> (以下省略)</p>	<p>止を解除します。</p> <p>① 第16条に定める規定に違反した場合 ②～④ (省略)</p> <p><b>16. (譲渡、質入れ等の禁止)</b> (以下省略)</p> <p><b>17. (規定の適用)</b> (以下省略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>デビットカード規定</b></p> <p>(令和6年10月1日現在)</p> <p><b>第1章 デビットカード取引</b></p> <p><b>5. (読替規定)</b></p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第15条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p><b>第2章 キャッシュアウト取引</b></p> <p><b>6. (読替規定)</b></p> <p>カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第7条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人によ</p>	<p style="text-align: center;"><b>デビットカード規定</b></p> <p>(令和5年6月1日現在)</p> <p><b>第1章 デビットカード取引</b></p> <p><b>5. (読替規定)</b></p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第6条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第14条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p><b>第2章 キャッシュアウト取引</b></p> <p><b>6. (読替規定)</b></p> <p>カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第6条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第6条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人によ</p>

<p>る貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第 <u>15</u> 条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p><b>第４章 管理</b></p> <p><b>２．（カード・暗証番号の管理等）</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) デビットカード取引において、当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合、デビットカード取引のほか、ATM <u>や窓口</u>での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。</p>	<p>による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびＣＯデビット取引をする場合」と、同規定第 <u>14</u> 条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p><b>第４章 管理</b></p> <p><b>２．（カード・暗証番号の管理等）</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) デビットカード取引において、当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合、デビットカード取引のほか、ATM <u>(追加)</u>での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。</p>
<p style="text-align: center;"><b>Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定</b></p> <p>(令和 <u>6年10月1日</u> 現在)</p> <p><b>６．（カード・暗証番号の管理等）</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 前記 2 (2) ③の場合、本サービスのほか、ATM <u>や窓口</u>での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定</b></p> <p>(令和 <u>2年4月1日</u> 現在)</p> <p><b>６．（カード・暗証番号の管理等）</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 前記 2 (2) ③の場合、本サービスのほか、ATM <u>(追加)</u>での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。</p>
<p style="text-align: center;"><b>カード規定</b></p> <p>(令和 <u>6年10月1日</u> 実施)</p> <p><b>１．（カードの利用）</b></p> <p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金について発行したJAキャッシュカードおよびJAカードローンについて発行したJAローンカー（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ</p>	<p style="text-align: center;"><b>カード規定</b></p> <p>(令和 <u>2年4月1日</u> 現在)</p> <p><b>１．（カードの利用）</b></p> <p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金について発行したJAキャッシュカードおよびJAカードローンについて発行したJAローンカー（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ</p>

当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。

①～④（省略）

⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合

⑥ その他当組合所定の取引をする場合

## 2.（省略）

## 3.（支払機による払戻し）

(1) ～ (2)（省略）

(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## 4.（カードによる窓口での入金および払戻し）

(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。  
なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。

(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合）の窓口の場合、その提携組合が定めるところによるものとします。

(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはでき

当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限ります。

①～④（省略）

(追加)

⑤ その他当組合所定の取引をする場合

## 2.（省略）

## 3.（支払機による払戻し）

(1) ～ (2)（省略）

(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

## (追加)

ません。

#### 5. (振込機による振込)

(以下省略)

#### 6. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 (カードによる窓口での入金および払戻しを含みま  
す。)には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機お  
よび振込機の利用に関する手数料(以下、「自動機利用手数料」といいます。  
をいただきます。

(以下省略)

#### 7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)

(以下省略)

#### 8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業  
時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金をするこ  
とができます。

(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができ  
ない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いと  
して定めた金額を限度として当組合および提携組合の窓口でカードによ  
り払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口では、  
この取扱いはしません。

(3) 前2項による入金および払戻しを行う場合には、第4条によるものと  
します。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営  
業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振  
込を依頼することができます

#### 4. (振込機による振込)

(以下省略)

#### 5. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用し  
て払戻しをする場合 (追加)には、当組合および入金提携先・出金提携先所  
定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料(以下、「自動機利  
用手数料」といいます。)をいただきます。

(以下省略)

#### 6. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)

(以下省略)

#### 7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

カード取引に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、カードによる取  
引を一時行わないことがあります。

### 9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本店(所)および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

### 10. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(以下省略)

### 11. (偽造カード等による払戻し等)

(以下省略)

### 12. (盗難カードによる払戻し等)

(以下省略)

### 13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(以下省略)

### 14. (カードの再発行等)

(以下省略)

### 15. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)

(以下省略)

### 16. (解約、カードの利用停止等)

### 8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本店(所)および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。(追加)

### 9. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。(追加)

(以下省略)

### 10. (偽造カード等による払戻し等)

(以下省略)

### 11. (盗難カードによる払戻し等)

(以下省略)

### 12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(以下省略)

### 13. (カードの再発行等)

(以下省略)

### 14. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)

(以下省略)

### 15. (解約、カードの利用停止等)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第 17 条に定める規定に違反した場合

②~④ (省略)

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

(以下省略)

18. (規定の適用)

(以下省略)

(1) ~ (2) (省略)

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第 16 条に定める規定に違反した場合

②~④ (省略)

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

(以下省略)

17. (規定の適用)

(以下省略)